

平成 30 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M T G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 下 剛
(コード番号：7806 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 渡 邊 将 人
経 営 推 進 本 部 長
(TEL. 052-307-7890)

新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する
取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 5 月 29 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による新株式の発行（一般募集）の件
 - (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 5,045,000 株
 - (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 6 月 21 日の取締役会で決定する。）
 - (3) 払 込 期 日 平成 30 年 7 月 9 日（月曜日）
 - (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 6 月 29 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、東海東京証券株式会社、SMB C 日興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会社、楽天証券株式会社、いちよし証券株式会社、岡三証券株式会社、エース証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この新株式の発行を中止する。なお、当該株式、公募による自己株式の処分に係る株式及び引受人の買取引受による株式売出しに係る株式の合計株数の半数未満の株数は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成30年6月29日に決定する。）
(募集価格)
- (7) 申込期間 平成30年7月2日（月曜日）から
平成30年7月5日（木曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 平成30年7月10日（火曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (11) 前記各項を除くほか、この新株式の発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 855,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 払込期日 平成30年7月9日（月曜日）
- (4) 募集方法 処分価格での一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、東海東京証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、楽天証券株式会社、いちよし証券株式会社、岡三証券株式会社、エース証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。
- (5) 処分価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
（募集価格）
- (6) 申込期間 上記1.における申込期間と同一となる。
- (7) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一となる。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一となる。
- (9) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (10) 前記各項を除くほか、この自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 愛知県大府市
松下剛 1,000,000株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,035,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 1,035,000株(上限)
- 売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、平成30年6月29日(発行価格等決定日)に決定される。
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1. における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

5. 親引けの件

上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分に関し、野村證券株式会社に対し、日本国内で販売される株式数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に株式の販売を要請する予定であります。指定する販売先(親引け先)・株式数・販売目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	販売目的
MAXFIELD INTERNATIONAL INVESTMENTS LIMITED	取得株数 324,000株及び取得金額 1,700,000,000円を上限として要請を行う予定であります。	親引け先の主要株主はアジアの女優、范冰冰(ファン・ビンビン)氏であり、親引け先とは共同開発契約を締結しており、今後の関係性の強化のため
MTG持株会	上限 80,000株	福利厚生の為

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

6. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の数 当社普通株式 1,035,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。)
- (3) 申込期日 平成30年8月6日(月曜日)
- (4) 払込期日 平成30年8月7日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成30年6月29日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当方法 割当価格で野村証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割当価格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記4.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 5,900,000株

(新株式発行 5,045,000株

自己株式処分 855,000株)

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による株式売出し1,000,000株

オーバーアロットメントによる株式売出し1,035,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年6月22日(金曜日)から

平成30年6月28日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年6月29日(金曜日)

(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年7月2日(月曜日)から

平成30年7月5日(木曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年7月9日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年7月10日(火曜日)

(注) 上記(1)①に記載の発行株式の一部は野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) 上記のオーバーアロットメントによる株式売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による株式売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる株式売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である松下剛(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,035,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年7月10日から平成30年7月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	33,600,000株
公募による増加株式数	5,045,000株
第三者割当増資による増加株式数	1,035,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	39,680,000株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分における手取概算額 29,052 百万円（*）については、海外販売の手取概算額（未定）及び第三者割当増資の手取概算額上限 5,119 百万円（*）と合わせた手取概算額合計上限 34,171 百万円を、以下の使途に充当する予定であります。

① 研究開発資金として

「ブランド開発カンパニー」として、新商品開発及び品質改善のための研究開発資金として 5,257 百万円（平成 30 年 9 月期 642 百万円、平成 31 年 9 月期 2,106 百万円、平成 32 年 9 月期 2,508 百万円）を充当する予定であります。特に、今後は AI・IoT を生かした新商品開発を積極的に行います。AI については、MTG AI 研究所にて当社が独自で取得したビッグデータ（デバイス使用履歴や生体データ）を AI に学習させ、商品開発やマーケティング等の様々な取り組みを加速してまいります。

② 当社及び当社ブランドの認知度及び価値向上のための資金として

当社及び当社ブランドの認知度及び価値向上のための広告宣伝活動や販売促進活動の資金として 4,347 百万円（平成 30 年 9 月期 590 百万円、平成 31 年 9 月期 1,272 百万円、平成 32 年 9 月期 2,485 百万円）を充当する予定であります。

③ 国内外の事業加速のための運転資金として

国内事業の展開に加え、更なる海外への事業拡大を図るための運転資金として 5,593 百万円（平成 30 年 9 月期 2,066 百万円、平成 31 年 9 月期 1,735 百万円、平成 32 年 9 月期 1,791 百万円）を充当する予定であります。

④ 人材投資資金として

人材投資のために、5,920 百万円（平成 30 年 9 月期 46 百万円、平成 31 年 9 月期 2,029 百万円、平成 32 年 9 月期 3,845 百万円）を充当する予定であります。前述のブランド開発の加速のために、技術者を積極的に採用してまいります。また、更なる海外事業展開、品質向上、知的財産の保護体制の強化及び社内管理体制強化のために、グローバル人材や専門性の高い人材を採用してまいります。加えて、若手の活躍できる環境を整え、新卒採用も強化してまいります。また、“一人ひかる”を実現するために、グループ経営方式や研修等を通じた人材育成、処遇の改善及び多様な働き方の実現可能な制度構築を進めてまいります。

⑤ 借入金の返済資金として

中国をはじめとしたアジア、アメリカ、ヨーロッパへの海外事業展開資金及び新研究開発センター建設用の土地取得資金として調達した借入金の返済資金として、平成

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

30年9月期に12,228百万円を充当する予定であります。

上記以外の残額は、事業規模拡大のための運転資金に充当する方針であります。具体化している事項はございません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 5,290円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行って、企業価値の最大化を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元として、安定的な配当を継続して実施していくことも重要な経営課題であると認識しております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定していません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出席出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期
1 株当たり当期純利益	56,415.65 円	74.93 円	128.63 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	1,100.00 円 (-)	5.50 円 (-)	8.00 円 (-)
実績配当性向	1.9%	0.6%	0.5%
自己資本当期純利益率	9.5%	25.3%	30.6%
純資産配当率	0.2%	0.2%	0.2%

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
3. 当社は、平成 28 年 7 月 16 日付で普通株式 1 株につき 200 株の株式分割を行っております。また、平成 30 年 2 月 17 日付で普通株式 1 株につき 12 株の株式分割を行っておりますが、平成 28 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」を算定しております。
4. 上記 3. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）』の作成上の留意点について」（平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号）に基づき、平成 27 年 9 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成 27 年 9 月期の数値（1 株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成 27 年 9 月期	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期
1 株当たり当期純利益	23.51 円	74.93 円	128.63 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	0.46 円 (-)	0.46 円 (-)	0.67 円 (-)

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分並びに上記3. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松下剛並びに当社株主である株式会社Mコーポレーション、中島敬三、川嶋光貴、長友孝二、清川卓也、本島一、井上祐介、久世浩司、長谷川徳男、渡邊将人及び後藤博は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年10月7日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、上記3. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

当社株主であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年10月7日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（但し、その売却価格が上記1. の公募による新株式の発行における発行価格の1.5倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社新株予約権者である溝淵豊弘及び後藤吉隆は、野村証券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年10月7日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社株主であるMTG持株会は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年1月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年1月5日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、上記1. の公募による新株式の発行及び上記2. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及び上記4. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、平成30年5月29日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者（富士フイルム株式会社、トランス・コスモス株式会社、豊田通商株式会社、株式会社見果てぬ夢、リネットジャパングループ株式会社、ファミリーナダ株式会社、ダイコー化学工業株式会社、株式会社グラセル、佐川印刷株式会社、株式会社桃谷順天館、日本炭酸瓦斯株式会社、大日化工株式会社、MATSUGA (HK) INDUSTRIAL LTD、株式会社新東通信、東洋ビューティ株式会社、上六印刷株式会社、株式会社日本理工医学研究所、古林紙工株式会社、ダイナパック株式会社、ミツワ電機工業株式会社、SMK株式会社、株式会社Deto、株式会社京都プラテック、株式会社セルヴァン、テクノプラスジャパン株式会社、東洋エアゾール工業株式会社、株式会社シーエスラボ、アベイズム株式会社、大商硝子株式会社、株式会社クラウン・パッケージ、竹本容器株式会社、朝日印刷株式会社、エステートケミカル株式会社、

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式会社中島弘文堂印刷所、株式会社大幸、和多田印刷株式会社、TAISEI株式会社、SHENZHEN EASTPORT ELECTRONIC CO., LTD.、SISTERS CO., LTD.、株式会社河合清光堂、MTG持株会）及び当社新株予約権の割当を受けた者（Epic Rights, Inc.、株式会社エスネットワークス（受託者）、当社及び当社子会社の役職員）との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。